

福島県環境審議会第2部会議事要旨（平成16年5月17日）

- 1 開会（小檜山企画主幹）
- 2 引地部会長あいさつ
- 3 渡辺生活環境部政策監あいさつ
- 4 議事
 - (1) 産業廃棄物の処理等について
 - ① 資料1～資料3の説明（河津産業廃棄物対策グループ参事、平澤総務企画グループ参事）
 - ② 質疑特になし。
 - (2) 産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会で整理された課題について
 - ① 資料8 P4～P5の説明（平澤総務企画グループ参事）
 - ② 質疑●後藤委員
税をかける事業者に伺つたら、税をかけることは決して悪くないが、ただ埋立処分場を自社で持つていながら、税をかけられるのは非常に不満であるということであった。ここでいう免税点を設けると意識が働くなくなるのではというカッコ書きがあったが、これをどのような形で進めていくかが非常に大切なポイントであると思う。
それから、グロスで考えたときに、払う側の税の種類には、当然内税、外税が考えられる。そのときに、内税の経済化が最も大切ではないかと思う。先般、企業が5社出席したが、東北電力のような場合だと、経済効果的に進めていくということであれば、電気料の中に附加するという場合にはそれほど抵抗がないのではないか。ただし他の業種を考えると、非常に難しいのではないか。
原案が固まっているのであれば、かいづまんでお聞かせ願いたい。

●平澤参事

ここでの免税点は、三重県などが導入している排出事業者に納税義務者になってもらう方式で、排出する人はすべて課税することになってしまうので、100トン以上の人からとりましょうということで、一つの区分けをしている。そのような制度も一つあるし、委員がおっしゃった、先日ご意見をいただいた堺化学さんや、東北電力さんのような企業さんのご意見も大変重要なものになってくると思う。この問題は、この場で御議論いただきたいと思う。どのような方向がいいのかは、現在白紙である。

事務局で原案を持っているのであればということであったが、制度について、事務局でこれがいいのではないかということは今日現在ではまだない。

今日の議論を踏まえて、次回の部会で、これまで御議論いただいたものをベースに、中間取りまとめの前の論点整理をした上で、議論していただくのがいいと思っている。

その前段として、今日資料の5で、先発県ではどのようなシステムになっているのかを、正式な議論に入る前に事務局から若干ご説明をさせていただくように、資

料を用意させていただいている。

●部会長

ここで議論したことを元にして、事務局で後ほどたたき台を作つて、それを議論することとしたいということなので、いろいろな質問を出して、たたき台を作るためのベースとしたいと思っているので、どんどん質問をお願いしたい。

●車田委員

要するに税の導入についての議論という受け止め方をしているが、4ページの周辺自治体の制度の導入状況では、青森、岩手、秋田、新潟、宮城で、すでに条例を施行している。この内容を、情報として参考までに提供してもらいたい。

●平澤参事

今の後藤委員からの質問や車田委員からの要望もあったので、車田委員の趣旨に100%かなう資料かどうかわからないが、今日議論していただく4項目について、概略を説明させていただいた後、さらに資料4、5、6、7といったところについてご説明しようかと考えていたので、まずその説明をお願いしたい。

③ 資料4～資料7の説明（平澤総務企画グループ参事）

④ 質疑

●後藤委員

平成12年に厚生省が廃棄物処理法の改正見解を出していると思うが、その中で産業廃棄物の適正な処理の観点から、必要な処理施設の設備その他の処置を講ずるよう努めなければならないということが、都道府県に回されているかと思うが、これについて、福島県として処理施設の整備その他の処置を講ずる努力をどのようにしてきたのか、これから整備措置を講ずる計画があるのか教えていただきたい。

●河津参事

廃棄物処理施設の整備については、平成14年3月に策定した、本県行政としての一つのバイブルになっている福島県廃棄物処理計画に示されている。

この計画は、今年度調査をかけて、現状がどうなっているかを確認しながら、平成17年度に見直しをするということが大前提としてある。

施設を作っていくにあたっては、どのぐらい必要なのかということがあるが、平成14年3月の廃棄物処理計画の策定当時に残余年数を計算していて、平成17年度では、管理型については約9年、安定型については10数年の残余年数があり、新たな施設の必要はないだろうという結論を出している。

一方では、処理施設は、今どこでも紛争しているが、県民の理解が必要だという点からも、公共関与については引き続きやっていくということにしている。

処理施設については、県民の理解のもとに、健全な施設は当然作っていかなければならぬが、現状の把握をしながら、どのようにしていくかは、今回の計画の見直しの中で、考慮すべき問題だと考えている。

●樋村委員

資料5のAタイプの場合、課税の量というのは、最終処分の量に対して課税するのか。例えば、最終処分業者からマニフェストの委任状が返ってくるが、それによって課税するのか。それとも、排出処理業者が排出した量に対して課税しているのか。

前に東北電力さんは、中間処理の努力が評価されないのはおかしいので、排出量に対して課税するのが不合理だといっているような気がする。

●遠藤主任主査

Aタイプというのは、基本的には最終処分場もしくは中間処理施設に搬入する量に課税することになる。ですから、排出事業所を出て行くときに課税されると考えて頂いていいと思う。ただ、このときに、中間処理施設に持っていくものについて、例えばリサイクルのために持っていくものについても税をかけることになってしまふと、リサイクルに回らないので、非常に困ることになるという排出事業者さんからの意見であったかと思う。

Aタイプは、中間処理施設にもっていくものについても、基本的には課税となるが、リサイクル施設とどのように取り扱うかについては、三重県や滋賀県でそれぞれ考え方がある。三重県の場合は、リサイクル率が90%を超えるものについては課税しないという制度をとっている。

●中村委員

Aタイプというのは、排出事業者がマニフェストを書いて、それが基本的に課税対象になると認識していいのか。

●遠藤主任主査

委員がおっしゃったとおりになる。

●車田委員

各自治体はゴミの処理を行っているが、有料化の際にだいぶ議論した経過がある。ほとんどは有料化でやっているが、有料化することによって、各自治体で減量化にだいぶ貢献したという結果が出ている。

住民の認識も、今までの自治体におんぶしている考え方から、自主的な管理へと、関心度がかなり高まってきた。今は分別収集をしているが、有料化することによって、住民の意識がだいぶ変わってきてるという面もある。

●引地委員

一般廃棄物の有料化に伴って、ごみの出し方が変わってきたのと同じように、事業者さんでも、徹底的にやっている事業者さんもあれば、それほどやっていない事業者さんもある。産業廃棄物に対しても、循環型社会を構築していくには、税をかけることによって、減量化を推進していくとか、資源化、リサイクルがどんどん増えていくような方向に資する制度にすべき。

税制度を導入することで、廃棄物も減ってきてる県もある。

税の目的と、いかにして資源化、リサイクルを進めていくかという、税の使途も含めた意見が重要になってくる。税制度を既に導入している県と全く同じ制度でなくとも、福島県独自の制度でも結構だと思う。

●車田委員

ごみの例から見ても、税は大切な問題だと考えている。我々も、町村行政の執行者として、そのときにどういう意見が出てくるかと予想するのは、例えば税をかけるときに、その税は何に使うんだということ。その目的さえはつきりすれば、理解するという声が出てくる。ポイントは、何に使うかということで、ここをはつきりしておくことが必要だと考えている。

●樺村委員

資料1の2ページ目で、最終処分に行くのが11%ある。これはちょっと穴があつて、再生利用量も、一度利用すると、やはり10%の廃棄物が出るのかどうか。

●河津参事

再生利用後にさらに廃棄物になって、それがどうなっていくかは、統計的には出

てきていな。

●樋村委員

そうすると、この10%がどこにおいても下がらないということであると、ゴミはどんどん増えていくということになる。使えば使うだけ、例えば10%なら10%が累積していく。公比が1より小さければ、だんだん減っていくことがあるが、1と同じであれば、毎年毎年増えていくということになる。利用量が同じで、その10%がゴミになるのであれば、再生利用だろうが最初からの利用であろうが、10%出てくるということになると、毎年10%出てくる。そうすると、際限なく増えていくということになる。

ごみを減らすことが大切だという論理でいくと、最後はゼロエミッションにもつていかなければならない。今のままで行けば、結局ごみが一杯になってしまふ。自然生態系の場合は、これがゼロエミッションになっているので、30数億年もっている。その辺が、ゴミの減量化ということの一一番基本的な問題ではないか。

問題は、最終処分を行ったものが、その後どのように使われるのかということ。最終処分が終わった後、また利用できるとか、環境のためにプラスになるということであればいいが、無害にはなるといつても、ごみがごみのままで存在する以上は将来的にはごみの山になてしまう。これでは、人類の文化も最終的には終わりになる。そのような模式にはしたくないので、最終的にはゼロエミッションだと思う。そこを目指して、できるだけ減らしていくための努力が大事だと思う。

●河津参事

ゼロエミッションにもつていかなければならぬということはそのとおりなので、いろいろなご意見をいただきたい。

●引地部会長

ゼロエミッションにもつていければいいが、なかなか難しい面もある。再生利用して、それをまた資源として有効に利用していくというか、リサイクルのリサイクルというか、再生品を使ったら、新しい資源を少しプラスしてまた再生品を作っていくなど、できるだけ有効な使い方をしてゼロエミッションに近づけていくことになると思う。

最終処分場に埋めた中で、微生物で分解していくものもあるが、そのように行かないものもある。安定化して、それ以上埋立てられなくなったら、その処分場は閉鎖され、跡地利用ということになるが、そのような処分場をどんどん増やすというわけにはいかないので、最終処分場に持ち込む量をできるだけ減らす方向で、循環型社会を構築していくことが税の目的になっていけばいいと思う。

●樋村委員

完全循環ならいいが、循環するたびにごみが出てくる。最終処分が10%だからいいとのではなく、絶えず下げていくことが必要。下げていくことで、住民がゴミの山から解放されることになる。

ゼロエミッションに向けた技術開発が、人類の未来をかけた非常に大事な仕事だと思う。

●名越委員

ゴミの山は1年おきに増えていくのは事実だし、ゼロエミッションは、単なる夢ではなくて、いつも心がけながら、流れをそちらの方向に向けていくということをかなり努力しないと、いつかとぎれてしまう。とぎれてしまうと、またスタートラインに立つときに大変になってしまう。リサイクル等をしながら減量化していくことと、ゼロエミッションを哲学のように持っていくということを両方やっていかないと、環境問題というのは、いつもどこかで聞かされているのだけれど、焦点が合

わないようになってしまう。

ドイツの場合では、いつもこの部屋一杯ぐらいの築山のようなものがあちこちにある。福島県も、土地が広いので、そのようなものができるもいいと思うが、それはある程度そこで堆積しておいて、必要なメタンガスは抜き取って燃料に使い、平らになるまで待つということを10数年やっている。税を課す以前に、小さな努力からスタートして、国民が当然のこととしてゼロエミッション等を行っており、私たちもいつも心がけてやっていく必要がある。

また、資料6で、使途の種別として、①の「民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成」と③の「自治体が行う減量化、リサイクル等のための技術開発や調査」があるが、これは「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方にに関する検討会」に参加したときに、リサイクル業をしている会社に助成するのではなく、リサイクルのための技術開発に対して支援すべきではないかという意見をいつも言っていたが、ここでも①と③で拾い上げていて、該当団体数も13とか6とか非常に多い。

リサイクルのための技術開発をしないで、今までどおりの処理をしていると、自治体が人件費を使って対策をとっていたと思う。リサイクルのための技術開発に助成して、技術開発を行うということについては大賛成。

と同時に、リサイクルは、結果としてはよくないので、リサイクルをするなどという意見も、かなりの研究者から出ている。そのような意見についても、一方では勉強していく必要がある。

●後藤委員

廃棄物処理施設の整備について、平成14年3月に検討しましたとか、平成17年度に見直しを行うという説明があったが、平成14年3月にどのような検討があったかわからないが、少なくとも、検討した内容が、福島県内の産業廃棄物の処理業者数が3947業者あって、産業廃棄物協会の会員数のデータなどもあるが、これだけの企業の方々が、福島県が法の改正に基づいた検討結果について、今の段階ではこのようになっているということは、公開されているのか。

もう一つ、税の導入に入る前に、現場サイドから見ると、県に申し上げたいことは、所要の処理施設の残余容量も非常に減っていて、新たに行政が施設の拡充などということは当然考えていないと思うので、法の改正による適正処理にも影響を生じかねない、緊迫した状況下になっている昨今において、自社処分場などを持っているところには、税を取るどころか、逆にバックアップしてほしいというような生の声がトーン高く聞こえてくる。このようなことをきちんと整理しながら、税の導入について検討しないと、デスク上だけでは世の中は分からないという声が出てくる。

平成14年3月に、どのようなことが検討されたかや、平成17年度には、どのような方向で見直しを行うのかを説明してほしい。

●河津参事

平成14年3月の廃棄物処理計画は、平成12年度の法改正に基づいて、県が、それまでの産業廃棄物処理計画から、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理計画を作ることになり、法改正を踏まえたそれまでの検討結果を基にまとめたものになっており、公表もされている。後ほど資料は見ていただきたい。

今度の17年度の見直しは、中間見直しである。14年3月の処理計画では、減量率やリサイクル率などの目標値を設定しているが、実際にどこまで進んでいるのかも含めて、見直すこととしている。そのためには、きちんとした法定上の調査を行うので、今年度に、数千社に調査をかけて、実際の廃棄物の動きはどのようにになっているかというようなことを、実際の調査をもとに分析しなおして、中間見直しに反映させていこうと考えている。

●後藤委員

税の導入については検討を進めて、17年度に計画を見直すということでは、意味がわからない。だったら、見直しをした後で、ヒアリング等を行って県民の意見を聞いて、その後に税の導入をしてもいいのではないか。

●中井委員

産廃税の導入の目的は、一つは排出抑制であって、税収の使い方も研究助成等の廃棄物を減量するために使うということが示されているのだと思う。

大きな論点としては、民間事業者で、自前で廃棄物の処理をしている事業者の扱いをどうすべきかということが先ほどから言われていて、今回の税の考え方なり、課税の趣旨をどう理解するのかという問題になる。

排出抑制、つまり自社で中間処理や最終処分を行っている企業でも、廃棄物を出すところの減らす努力を徹底させてほしいんだということであれば、いくら自社の中間処理や最終処分であっても、最初に出るところを抑制することが税の目的であれば、そこは一緒になるという議論がなりたちうると思うが、現実には、前提となるところの中間処理施設、最終処分場が全国的に非常に逼迫してきているという認識があるわけで、とりわけ最終処分場への搬入量を福島県においても減らすのという現実があるわけで、そのところを考えると、単に最初の排出のところだけで減らす努力をする企業をねらって課税することだけで、今回の産廃税の趣旨が徹底するのかどうかは、議論をしなければならない。

ただ、県全体で、どのようにコントロールするのかは、実際に廃棄物を出しているのは民間の事業者で、市場の原理で動いている部分がある。公共関与型の施設は、新潟や岩手などではできているが、ごく一部で、メインは民間の最終処分場にお願いして最終処分しているわけで、その構造は最終的には変わっていない。県の立場でどのようなコントロールができるかについても、必ずしも行政側でがちがちに押さえて、このようにやってくれというたぐいの事柄ではないので、民間の市場の論理で動く中で、計画をどのように誘導していくかということになる。

県の側から、福島県全体が廃棄物処理をどのようにしていくのかは、指針は出せるにしても、一定の限界があるのではないか。

今回の新たな課税の問題も、そのような前提を認識した上で、県全体としてどう廃棄物の排出行為を抑制するかとか、最終処分場の残余年数を延命させるのかという議論をしていく必要があるのではないか。

●引地部会長

廃棄物の減量化、リサイクルの推進は1企業でやれることではない。

いくつかの企業が、団結して取り組んでいくとか、Aという会社では不要物でも、それをうまく利用できる会社もあるわけなので、そのようなことを考えると、なにか情報交換というか、プロジェクトを構築していくことが必要。

建築廃材などどいうのは、建設業界が一致団結して出してから少しずつリサイクル率が上がっていって、今は90%以上リサイクルできるようになったと言われている。

再生しても、それが利用されなかつたら、循環はしないわけなので、リサイクルをした製品をどんどん使っていくとか、資源を有効に使っていくとか、そういう問題になると、企業間の努力というか、情報交換が大事であり、行政がそれをうまくリードしていくことが必要。

税をかけなければ終わりではなく、税をどのように利用していくのが一番望ましいか、どういう面にそれを使って、活性化させていくかという点が非常に問題があるのでないかと思うので、こういう取組はどうでしょうかとか、いろいろな意見を出して頂ければと思う。

●中井委員

自社処分についての条例上の扱いに絞って意見交換をしたほうがいいのではないか。

●樫村委員

この問題については、島根県の地域環境税制懇話会で議論した結果が県から配られている。島根県では、自社処分にも等しく税を課すべきだという結論になったようだが、賛成反対の意見が出ているので、これが参考になるのではないか。

●中井委員

県の考えは、島根と同じと言ふことか。

●平澤参事

直近では島根県から報告書が出ているので、参考までに配布した。

次の論点整理では、全国的にどのような実態にあるかというところは、一番関心があるところだと思うので、さらに資料を整理した上で、御議論をいただく必要があると考えている。

県がどう考えるかは、ここで述べると一人歩きをしてしまうので、自由に議論していただきたい。

●後藤委員

マクロで言うと、リサイクル、再資源化、減量化を進めていくことは非常にいいことだと各企業もいっている。しかし、自社の処分場を持つだけでも莫大なお金がかかっている。自社なりに努力をしてきた中で、今回このような税の導入というのは、悪いわけではないが、自社で持っている企業までに税をかけるのかというところについて、反発する意見もある。

前段として、県が処理施設の整備を今まで何をやってきたのか、これからどのような整備をしていくのか、そのような措置も講じてきたのか、また、講じようとしているのか、その辺が全然わからずして、税の導入云々というのはおかしいといつている。

排出時点で税をかけるというなら、それはいいですよ、税はきちんと払いましょうとおそらくいうでしょうが、県がそれなりの埋立処分場を即作ってくださいと。このようなことを声高らかに言っている。

そのようなことはできっこないが、業界としても非常に不透明だという声もある。そこをもう一度県におたずねしたいし、われわれもその辺を考えながら進めいかなければならないと思う。

●平澤参事

県の方針は、廃棄物処理計画の中で県の今後の廃棄物行政のあり方についての考え方をとりまとめて、計画にのっとって適正処理についての指導をしていくということになると思うが、さらに福島県の場合は、なかなか処分場ができないということについて、住民の不安などのいろいろな問題があるので、昨年度環境審議会にお願いして、産業廃棄物条例を作り、設置から不法投棄に至るまでの法律の隙間にについて整備をして、本県の産業廃棄物行政のあり方についての方向性を示し、今年4月から施行していくという一連の流れがある。

処分場については、もう残念ながら閉鎖してしまったが、環境保全公社のいわき事業場で20年近く処分場を運営してきており、また、処分容量の少ない県中・県南地区に処分場が必要なのではないかということで、民間企業だけではできない部分に、公共関与を推進するため、県としては平成10年度に選定をして、地元対策等を含め、日々同意の取得なり計画の説明をしている。

県も民間任せということではなく、法律でいっている補完的な施設について努力をしており、議会からも後押しを受けたり厳しい質問を受けて努力をしてい

る状況にある。

●引地委員

私も、商工会から依頼を受けて、いわき市の処分場を更に建設していくとか増設していくのに協力していろいろと動いたが、最終的には地域住民の賛同を得られず、処分場は閉鎖してしまった。

どこに問題があるかと常々考えているが、地域住民にとって安心できる処分場であることが前提だと思う。あとは、現在ある処分場を有効に利用していくことで、そのためには最終処分場に持ち込む量をできるだけ減らしていくことが重要で、そのために循環型社会ということが問われている。リサイクルできるものは、できるだけリサイクルして、また資源化することで最終処分場に持ち込む量を減らしていくかないと、すぐにいっぱいになってしまう。

いわき市では、市で産業廃棄物の最終処分場は持っていない。最終処分場を建設したい企業もいわきにはたくさんあるが、なかなか認可されずに苦労している。

施設を作る努力をすることと、資源を有効に利用していくとか、リサイクル・減量化を推進して、最終処分場に埋め立てる量を減らして、現在の処分場を長く有効に使っていく努力を各事業者が取り組んでいく、二本立てでいかなければなければならないと思っている。大きい事業者はもちろんだが、小さい事業者もたくさん集まると、トータルの排出量は大きくなるので、情報交換や流通組織の整備も重要になっていくのではないか。

●斎藤幸子委員

私たちは、コストは高くて、バージンのトイレットペーパーではなく、リサイクル品を使うという運動をしている。先日の会議の際に、3R問題の議論をしているときに、業者の方から、リサイクルするより新しく作った方が安くなるという話があったが、消費者はそのようなことがあっても十分わきまえて行動しなければならないと思う。

日本人は、ドイツなどと比べると、そのような意識はすごく低いということを聞いている。それは心して、毎日の生活の中で運動をしていかなければならないということを絶えず考えている。

私の地元には、廃棄物処理の事業所がある。今から十年ぐらい前だと思うが、木が枯れていることなどで、地元で反対運動があつて、事業所に見学に行って説明を聞いた。今から4年前ぐらいに、もう一度行ったときに、十数年前に行った時とは中の設備が違っていたことにびっくりした。科学的にデータを処理する部屋がきちんと整っていたことと、汚泥を主に処理しているということだが、話を聞くと、このような産業も暮らしの中では重要であるということを勉強した。

絶えず反対ではなくて、業者の人と接点をもって、話し合いをして、共存していく姿勢が大事だと思った。

●斎藤ミナ子委員

税の目的が、排出抑制であつて、減量化やリサイクルで廃棄物ゼロを目指すための技術開発への助成のための目的税であれば、最終処理を行っている事業者も、拠出金のように、皆さんで出して、技術開発をして、同じお金が返ってくるようなシステムであれば、理解は得られるのではないか。

農業でも、被害があったときにちゃんと戻ってくるような拠出金があり、相互扶助で助け合いながらやっている。それに似たようなもので、廃棄物ゼロを目指すものであれば、やむを得ないと思う。

●中村委員

県の行政では、できるだけ発案する方と指導する方とでギャップがないような周知徹底をお願いしたい。

基本的には、中井委員がおっしゃったように税の目的は排出抑制と健全な事業育成だと思う。どのように課税するかが問題だが、基本的には私たち一般の市民も、生きているだけで廃棄物を発生している可能性があるので、排出抑制に一番効果がある方向で考えるべき。

●中井委員

自社処分について、課税すべきでないという事業者の主張は、資料の中に挙げられているようのことだと思うが、自社処分の事業者については自助努力しているのだから、その部分のケアもすべきではないかということについて、産廃税と絡めた議論をした方がいいのか、それは完全に分けて考えて、基本的には排出抑制ということなのだから、自社処分をやっている事業者も排出抑制の努力をしていただいて、その上で、他の処理業者に任せずに自己完結的にやっている事業者がいれば、産廃税条例とは別のレベルで、なんらかのケアをすることも、処分場ができない状況ではあり得るのではと思う。

一部の県でも認められているような課税の免除なり減額なりという処理で対応するのか、別の制度で自社処分事業者へのケアをするのか、そのような議論の仕方もあるのではないか。

●車田委員

宮城県や岩手県など、近県で既に条例を施行している自治体での取扱いを参考にするといいのではないかと思う。他の自治体との制度の整合性がないと、いろいろ問題もある。

●平澤参事

既に条例を制定している14自治体と、案が出そろっている九州の7県について、ポイントとなるであろう自社処分に対する産廃税の取扱いについて、どのような状況にあるのか、資料を収集して次回議論をお願いしたい。

●名越委員

前回の部会で、東北電力さんが平成20年度までの自社処分場の状況について発言していたので、その内容も参考にすべきだと思う。

●樋村委員

税金の使い方で、今まで出ているのは産業廃棄物の排出抑制とリサイクル技術の発展だが、三重県の例では「産業廃棄物による新たな環境負荷への対策」というのがある。

今最終処分場が作れない理由は、住民の環境不安であり、それに対しては、排出規制があるので、規制は守るようにということは県でも強く指導していると思うが、住民の心配というのは、規制以外のところでの心配があるのでと思う。

例えば、ダイオキシンについてはきちんと規制できるけれども、それ以外の環境ホルモンについてはつきりした根拠はない。そのようなところで、何か出てきやしないかという心配とか、地域の人たちはいろいろ心配するので、そういうものに対して、業者さん一人一人が対応するのは不可能だと思うので、法律で決められた範囲での対応以上の不安への対応は、公共機関があたるべきだと思う。そのような不安に対しても、私の聞いたところだと業者さんは無理して対応しているという話がある。そのようなところは、あまり無理しないで、環境税で対応していくような、廃棄物が発生しても適正に処理していかなければ問題がないことを証明していくような、処分場をめぐって環境不安がないようにすることが、三重県のいう「新たな環境負荷への対策」ということだと思う。

環境税の活用という面では、そういうこともあるのではないか。住民も安心するし、事業者もよけいなお金は払わないということになる。

どこまで業者は規制を守ればいいかははつきりしているので、その他のところは環境税でやってはどうか。

●田中委員

資料5の比較表は、宮城県の資料そのままであり、福島県の目でみれば、内容が変わってくる部分があるのではないか。

例えば、Aタイプの短所の一番上に、「免税点を設けた場合」という項目があるし、Bタイプの長所の二番目で、「免税点がないことから」という表現がある。これは、AタイプとBタイプの長所と短所ではなくて、免税点を設けるか設けないかによって長所短所になると思うので、ちょっと違うのではないかと思ったのと、Aタイプの短所の一番下で、「他県で最終処分に課税をしている場合、二重課税のおそれがある」と書いてあるが、Bタイプで裏返すと、「他県で排出事業者に課税している場合、二重課税のおそれがある」ということになる。もし課税をするときには、この表が大きなポイントになると思うので、県でもう一度見直しをすべきではないか。

●平澤参事

この他にも、九州などの例も調べればまだ出てくると思う。施行されている3つの方式について他県の資料を利用させていただいているので、今の意見を踏まえて、本県で比較した場合で新たに整理したい。

●引地部会長

税をかけるということは、特に事業者には大きな問題であり、ただ作ればいいのではなく、目的として、なぜそのような税をかけようとしているのか、循環型社会とかリサイクルなどとどう結びつけようとしているのか、どのような税の使い方をしていくのか、最終目的が達成できるか、そういったことを検討しながら、進めていきたい。

また、課税後の他県の現状等を踏まえて、福島県としてどうあるべきかについて、中間とりまとめとして出せればいいと思っている。

その後、事業者や市町村の意見を聞いた上で、最終的に決定するようにしたい。

以上